「新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇・雇止めで困っている方、` 、休業等に伴う収入減少や、失業により生活や住居に困っている方

<新型コロナウイルス感染症への対応> 知っておきたい労働法のポイント・各種生活支援

解雇・雇止めに関するルール

解雇・雇止めには、労働法で定められたルールがあり、使用者がいつでも自由に行えるというものではありません。解雇・雇止めと言われた場合、会社がルールを守っているかよく確認する必要があります。対応に困ったときには、相談窓口や労働組合等に相談してみましょう。

※ 会社が退職を求めてきた場合(退職勧奨)であっても、応じるかどうかは労働者の自由であり、 労働者の自由な意思決定を妨げる退職勧奨は違法な権利侵害に当たる可能性があります。

お問合せ先: 個別事案の相談は労働問題相談窓口

労働基準法等を守らない会社の指導・監督は労働基準監督署(4ページ参照)

◎ 解雇に関するルール

○期間の定めのない労働契約の場合

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、権利の濫用として無効となります(労働契約法第16条)。

- ※ 経営不振などの理由による人員削減のために行われる整理解雇の場合、次の観点から、解雇 の有効性が判断されます。
 - ①人員削減の必要性、②解雇回避の努力の有無、③人選の合理性、④適正な手続(労働組合との協議や労働者への説明)
- ※ 採用内定により労働契約が成立したと認められる場合、採用内定の取消は解雇に当たります。

○期間の定めのある労働契約の場合

やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間中に解雇できません(労働契約法第17条第1項)。期間の定めのない労働契約の場合よりも、解雇の有効性は厳しく判断されます。

※ 派遣先との間の労働者派遣契約が中途解除された場合でも、そのことが直ちに派遣元との契約解除の「やむを得ない事由」に該当するものではありません。

○解雇の手続

やむを得ず解雇を行う場合でも、少なくとも 30 日前に予告をするか、30 日分以上の平均賃金(解雇予告手当)を支払うことが必要です(労働基準法第 20 条)。

◎ 雇止めに関するルール

- ・ 有期労働契約であっても、①有期労働契約が反復更新され、期間の定めのない契約と実質的に異ならない状態の契約である場合や、②契約締結時の経緯等から雇用の継続に合理的な期待が認められる場合は、雇止めが認められないことがあります。雇止めが認められない場合、従前の契約と同一の労働条件で契約が更新されたものとみなされます(労働者から契約更新の申込みが必要)(労働契約法第19条)。
- ・ 有期労働契約が3回以上更新されているか、1年を超えて継続雇用されている場合、少なくとも契約期間が満了する日の30日前までに、雇止めの予告が必要です(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)。
- ※ 解雇・雇止めがあった場合、念のため、会社に解雇・雇止めの理由について証明書を請求しておく とよいでしょう (労働基準法第 22 条第 2 項、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)。

労働条件の変更に関するルール

労働条件の引下げ等を行う場合には、法令等で定められた手続等を遵守するとともに、事前に労使間での話合いなどを十分に行うことが必要です。

※ 労働条件は、労使の合意により変更することができます(労働契約法第8条)。使用者が一方的に就業規則を変更して、労働条件を不利益に変更することはできません(同法第9条)。 就業規則によって労働条件を変更する場合、①内容等が合理的であること、②労働者に周知させることで、変更することができます(同法第10条)。

ワクチン接種のための特別休暇制度

職場における感染防止対策の観点から、労働者が安心して新型コロナウイルスワクチンの接種を受けられるよう、ワクチン接種時や接種後に労働者が体調を崩した場合のほか、家族の接種の付添いなどに活用できる特別な休暇制度(ワクチン休暇)を設けられることが望ましく、労使間での話合いを通じて、ワクチン休暇を設けることを検討していただくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症やワクチン接種の有無に起因する差別・いじめ・不利益取扱い

新型コロナウイルス感染症に起因した差別・いじめ・不利益取扱いはあってはならないものです。

新型コロナウイルスに感染したことや、ワクチン接種を受けないことを理由として、人格を否定するような言動を行うこと、1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させること等は許されるものではありません。

※ ワクチン接種は強制ではなく、あくまで本人の意思に基づき受けていただくものです。

生活や住宅に困っている方への支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている労働者が活用できる各種制度を紹介します。

※ 制度内容等が変更されている可能性がありますので、国・県等のホームページや、各相 談窓口において最新の状況をご確認ください。

◎ 会社を休むとき

○休業手当

会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業させた所定労働日について休業手当(平均賃金の6割以上)を支払う必要があります(労働基準法第26条)。

- ※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会社の自主的判断で労働者を休業させる場合、一般的に会社に責任がある理由での休業に該当するため、会社は休業手当を支払う必要があります。
- ※ 会社の自主的な判断で労働時間が短縮された場合であっても、会社から休業手当を支払って もらえる場合があります。働いた時間に対して支払われる賃金が、平均賃金の6割以上に相当す る金額(就業規則等で定めた金額)に満たないとき、その差額が支払われます。

お問合せ先:個別事案の相談は労働問題相談窓口

労働基準法等を守らない会社の指導・監督は労働基準監督署(4ページ参照)

○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、支援金・給付金を支給しています。

お問合せ先:厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

コールセンター TEL:0120-221-276

詳細は https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html



〇傷病手当金

健康保険等の被保険者が、業務外での病気やケガの療養のために仕事を連続3日以上休んだ場合、休業4日目以降の所得保障を行います。新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のため仕事を休む方も利用できます。

お問合せ先:ご加入の健康保険の保険者(健康保険組合、全国健康保険協会、市区町村等)

◎ 失業したとき

〇失業手当

失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1 日も早く再就職できるよう、窓口での職業相談・職業紹介を受けるなどの求職活動を行っていただいた上で、失業等給付を支給しています。

お問合せ先:最寄りのハローワーク(4ページ参照)

◎ 生活に不安があるとき

〇生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金・総合支援資金)

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に対し、生活費用の貸付を実施しています。

※ 緊急小口資金 (一時的な資金が必要な方 [主に休業された方])

対象:新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ 一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 総合支援資金(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

対象:新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、 日常生活の維持が困難となっている世帯

お問合せ先: 市区町村の社会福祉協議会

詳細は https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikifukushi/



○住居確保給付金

休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが 生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充しています。

お問合せ先:市にお住まいの方:各市の自立相談支援機関 町村にお住まいの方:県の福祉相談センター

詳細は https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikifukushi/0000083363.html



○県営住宅の提供

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等により、住まいの確保が困難となった方に対して、県営住宅を提供しています。

お問合せ先:愛知県住宅供給公社賃貸住宅課 TEL:052-954-1362

詳細は https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukanri/r02-coronateikyou.html



○社会保険料等の猶予

生活に不安を感じておられる方々への緊急対応策の1つとして、社会保険料のほか、国税、県税、公共料金等の支払・納付猶予等が認められる場合があります。

お問合せ先:年金事務所、健康保険組合、税務署、県税事務所、市区町村等

〇生活保護

現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、 困窮の程度に応じて生活費、住居費等を支給します。

お問合せ先:市にお住まいの方:各市の福祉事務所

町村にお住まいの方:県の福祉相談センター

労働問題相談窓口一覧

<u>(生活支援については各ページに記載のお問合せ先へご相談ください。)</u>

- ※ 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、電話相談のみの対応となる場合があります。
- ●愛知県の労働相談【労働問題全般に関する相談を行っています。】

名 称	所 在 地	電話番号
労働相談コーナー (労働福祉課分室)	名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)17階 あいち労働総合支援707内	TEL: 052-589-1405
東三河総局産業労働課	豊橋市八町通5-4	TEL: 0532-55-6010
新城設楽振興事務所山村振興課	新城市字石名号20-1	TEL: 0536-23-6104
尾張県民事務所産業労働課	名古屋市中区三の丸2-6-1	TEL: 052-961-8070
海部県民事務所産業労働課	津島市西柳原町1-14	TEL: 0567-24-6104
知多県民事務所産業労働課	半田市出口町1-36	TEL: 0569-22-4300
西三河県民事務所産業労働課	岡崎市明大寺本町1-4	TEL: 0564-26-6100
豊田庁舎豊田加茂産業労働・ 山村振興グループ	豊田市元城町4-45	TEL: 0565-32-6119

※ 専門の相談員(社会保険労務士及び公認心理師・臨床心理士等)による労働問題個別相談会を開催 しています。

詳細は https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kobeturoudousoudannkai.html

●労働基準監督署

【解雇・雇止め・賃金未払い等の労働基準法等を守らない事業主の指導・監督を行っています。】

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/kantoku/kantoku.html

TEL:所轄の労働基準監督署



●公共職業安定所 (ハローワーク) 【無料で職業紹介や就職支援のサービスを行っています。】

https://isite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/home.html

TEL: 最寄りのハローワーク



- ※ 来所した方で住居・生活に関する支援が必要な方には、支援制度のご案内など、必要な相談も受け付けています。
- ※ 求人情報は、ハローワークインターネットサービスで、いつでもどこでも探すことができます。 https://www.hellowork.mhlw.go.jp/
- ●ヤング・ジョブ・あいち【学生及び若年者の就職支援を行っています。】

https://www.pref.aichi.jp/yja/

TEL: 052-232-2351

※ 採用内定の取消や入職時期の繰下の相談も受け付けています。



発行:愛知県労働局労働福祉課 TEL:052-954-6361 (ダイヤルイン)